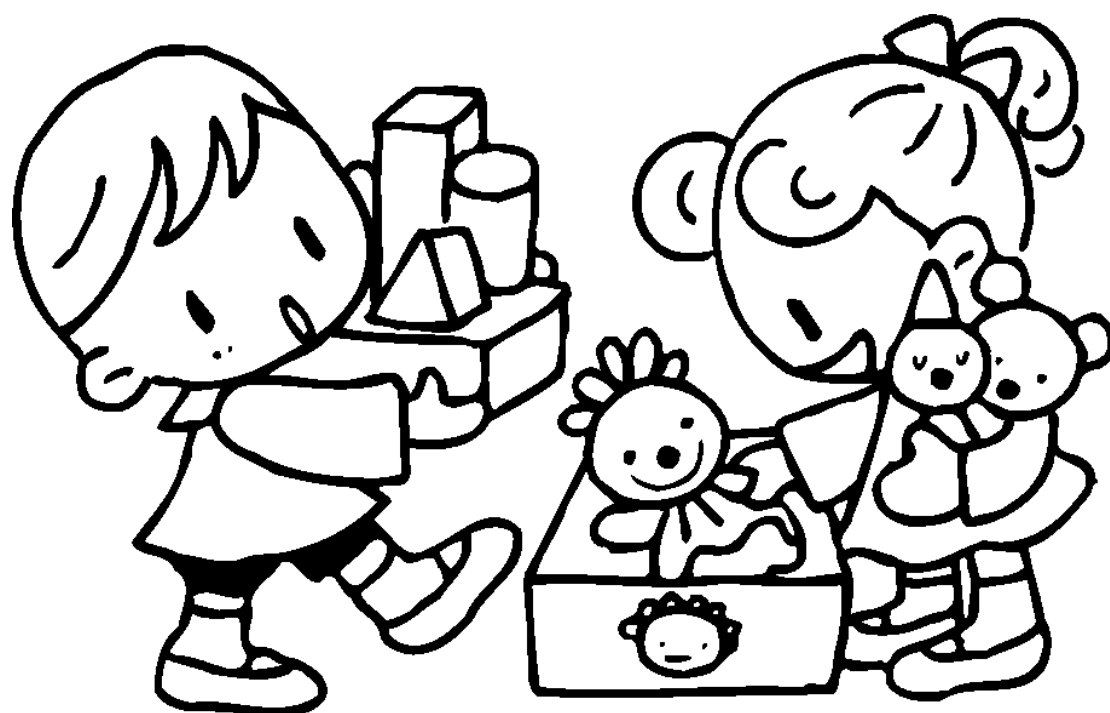


令和6年度

保育所要覧



銚子市第三保育所

銚子市の保育理念

保育にあっては、子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の利益のために、保護者や地域社会、関係機関と連携を図り、児童福祉を積極的に増進するとともに地域における家庭支援を行なう。

保育方針

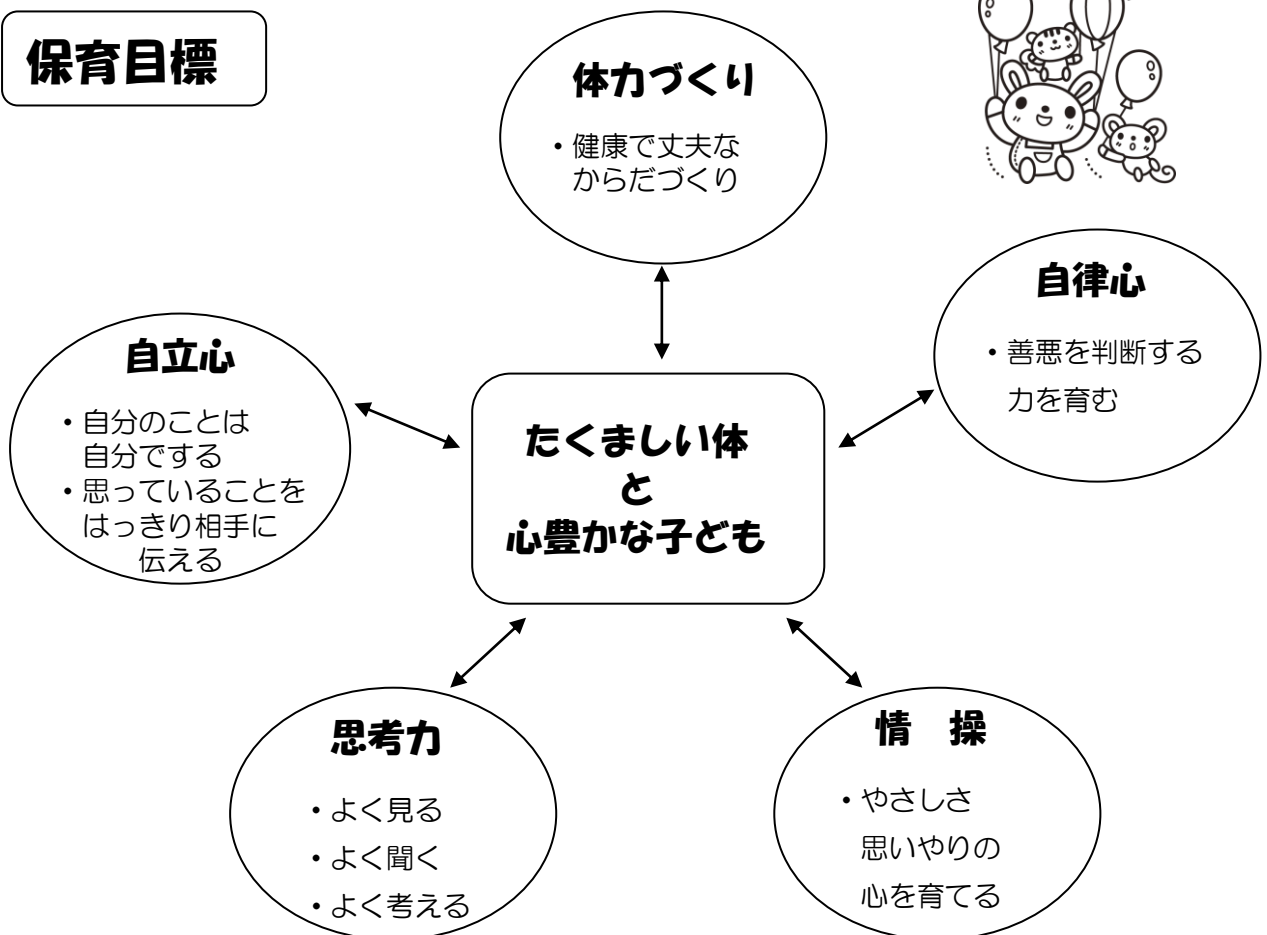
◎個性を尊重した保育

- *子どもの心を大切にする保育
- *子どもの視点に立った保育
- *子どもの持てる可能性を子ども自身の力で開花させていく保育



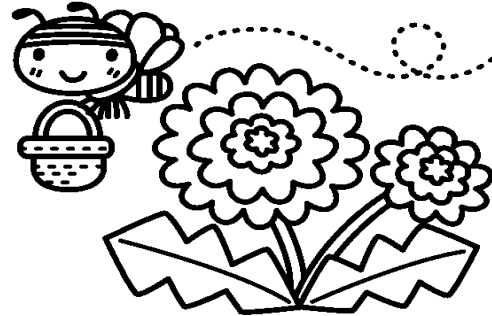
◎家庭や地域社会、関係機関との連携を図り、保護者の協力のもとに家庭保育の支援を行なう

保育目標



第三保育所の保育目標

- *明るくやさしく素直な子ども。
- *丈夫な身体、元気な子ども。
- *自分で考えて行動できる子ども。



年齢別保育目標

0歳児

- *温かい雰囲気の中で個々の生活リズムを整え、気持ちよく毎日を過ごす。

1歳児

- *安心できる保育者との関係のもとで、自分の気持ちを素直に表し自立への欲求を満たしていく。

2歳児

- *保育者に見守られながら生活の中での体験を共感しあい、友だちとの関わりを楽しむ。

3歳児

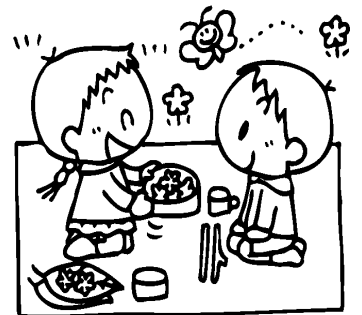
- *保育者や友だちと遊ぶ中で、自分のしたいことや言いたいことを言葉や行動で表現する。

4歳児

- *保育者や友だちと遊びながら相手の気持ちを理解し、自分の思いを伝えられるようにする。

5歳児

- *生活や遊びの中で一つの目標に向かい力を合わせ活動し、達成感や充実感をみんなで味わう。



施設の概要

名 称	銚子市第三保育所
所在地	銚子市明神町1丁目37番地
敷地面積	3,383.55㎡
延床面積	1,050.07㎡
定 員	120名

沿革と地域環境

当保育所は、昭和36年4月に定員60名で発足し、昭和39年1月に定員105名になり、更に昭和40年10月に定員165名、昭和41年10月に定員195名となりましたが、出生率の低下にともない昭和61年4月に定員170名、そして平成3年4月に現在地へ建物を新築し、定員120名の施設となりました。

施設環境としては、未満児専用の中庭や床暖房及び冷房の入った乳児室、ゆとりある玄関ホール等恵まれており、また地域環境としては、銚子市東部の高台に位置し、ポータータワーを中心とした水産加工業等の街を近隣とし、活気ある場所に位置しています。

1 保育目的

当保育所は、児童福祉法に基づいて、保育を必要とする乳幼児を一定の時間保護者にかわって保育する施設です。

また、市民のニーズに応え、産休明け乳児保育や障害児保育及び時間外保育を行っています。

更に、地域における福祉活動の推進を図る為、老人福祉施設訪問など次世代育成支援事業を実施するとともに、地域の生の声を聞きながら情報交換をおこない、子育て支援事業の輪を広げて、21世紀を見据えた子ども達の育成につとめています。

2 保育時間

開所時間は、午前7時30分から午後6時30分まで。

(保育短時間 午前8時30分から午後4時30分まで)

(保育標準時間 午前7時30分から午後6時30分まで)

※認定された保育時間を超えた場合延長料金が発生します。

3 給食

国が定めた基準に基づき、完全給食を実施しています。

新鮮な野菜や魚等を使用し、こどもたちの嗜好も考慮して、バランスのとれたおいしい給食作りに、常に努力しています。

4 各室面積

保育室	254.16㎡	便所	3	38.35㎡
乳児室(ほふく室)	63.87㎡	休憩室	2	21.93㎡
遊戯室	126.45㎡	湯沸室	1	5.13㎡
調乳室	5.22㎡	ロッカー室	1	5.70㎡
調理室	52.18㎡	一時預かり	1	66.78㎡
事務室(医務室)	64.80㎡	その他		345.5㎡

合計 1,050.07㎡

5 職員数

(令和6年4月1日現在)

所長	総括保育士	主任保育士	保育士	事務職	調理員	計	嘱託医
1人	1人	7人	(非常勤含) 7人	1人	3人	(非常勤含) 20人	(2人)

運営方針

恵まれた環境の中で、心身ともに健康で豊かな人間性を持った子どもを育成する。

- 1 明るくやさしく素直な子ども
- 2 丈夫な身体、元気な子ども
- 3 自分で考えて行動できる子ども

保育所は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う大変重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところであり、家庭や地域社会と連携を図りながら、子どもの発達に合わせ、必要な手助けが得られるよう努めなければならない。

また、明るく楽しい保育所をモットーに、あそびや体験を通して学ぶことの尊さを知り、人間性豊かなたくましい子どもを育成しなければならない。

なお、職員は、運営のすべてが児童福祉向上のためにあることを自覚するとともに、その責任体制を明確にし、こどもたちの健康と幸福への達成をねらいとして、保育の向上を図っていく。

(1) 保育会活動

- 4月 入所式・保育会役員選出
- 5月 役員会・総会（事業報告、決算報告、事業計画と予算、会長・副会長と会計選出）春の遠足
- 6月 カレーライスパーティー
- 7月 夏まつり
- 8月 保育参観、歯みがき指導、プール活動
- 9月 役員会（運動会について）
- 10月 運動会、ハロウィーンパーティー
- 11月 市外バス遠足（5歳児）、発表会（3、4歳児）
- 12月 クリスマス会、発表会（5歳児）
- 1月 発表会（0、1、2歳児）、明神小学校1年生との交流会（5歳児）
- 2月 節分（豆まき）、お楽しみ会、役員会
- 3月 ひな祭り会、お別れ会（5歳児）、保育終了お別れの式

(2) 家庭との連絡

- ・行事やクラスの様子をホームページに掲載
- ・毎月1回コドモンより『行事予定』を配信
- ・登所・降所時の個々においての面接、連絡帳（コドモンを利用）
- ・その他必要に応じておたより、電話での連絡、相談、家庭訪問など
- ・コドモンによるお知らせ配信や活動記録の配信



令和6年度 在籍児童数

銚子市第三保育所
令和6年4月1日現在

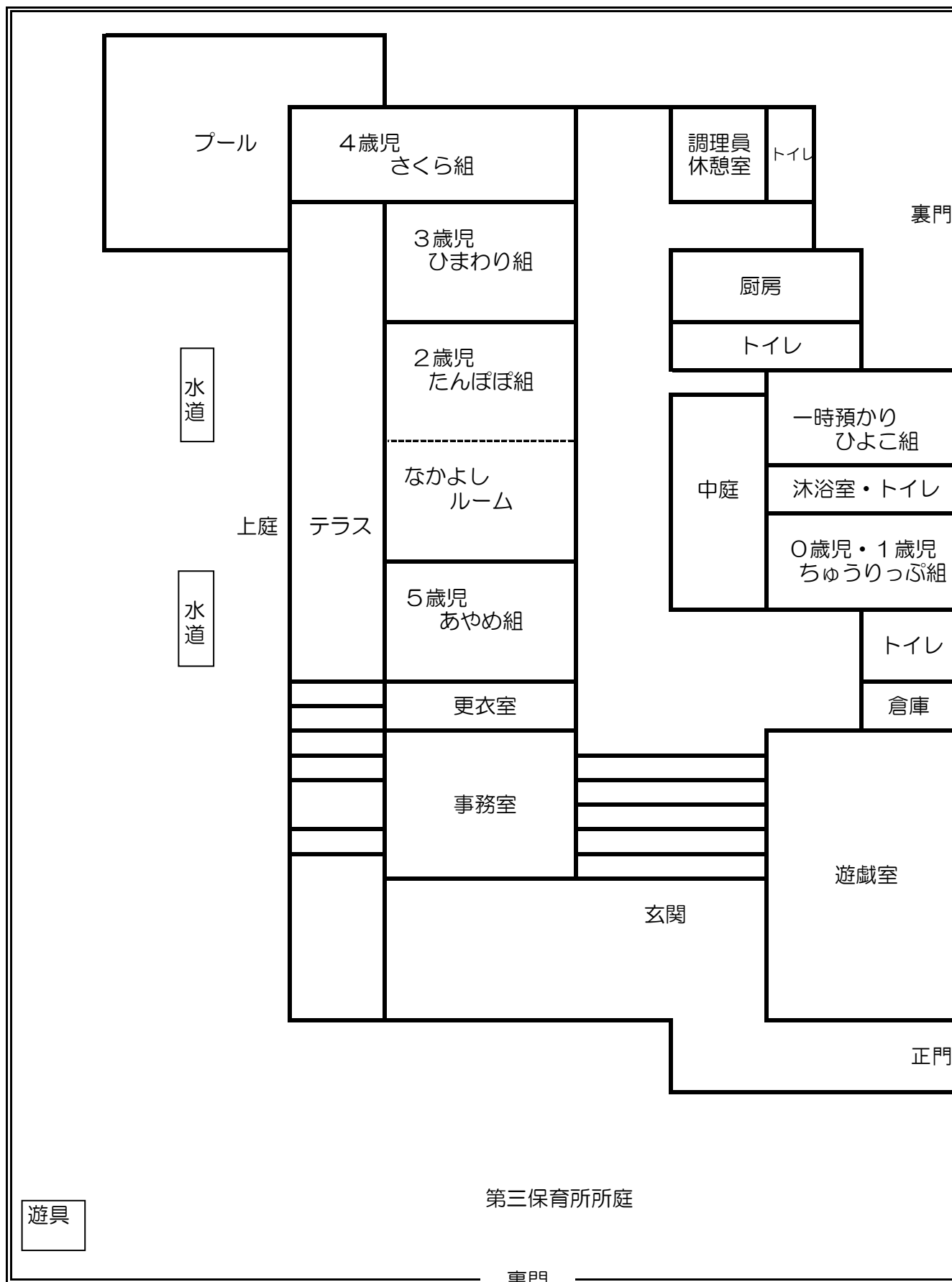
年齢	継続児			新入児			合計			備考
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
5歳児	5	11	16	0	0	0	5	11	16	
4歳児	5	3	8	0	0	0	5	3	8	
3歳児	4	6	10	0	0	0	4	6	10	
2歳児	4	2	6	1	1	2	4	3	8	
1歳児	1	2	3	0	1	1	1	3	4	
0歳児	0	0	0	1	0	1	1	0	1	
計	19	24	43	2	2	4	20	26	47	

令和6年度 行事計画

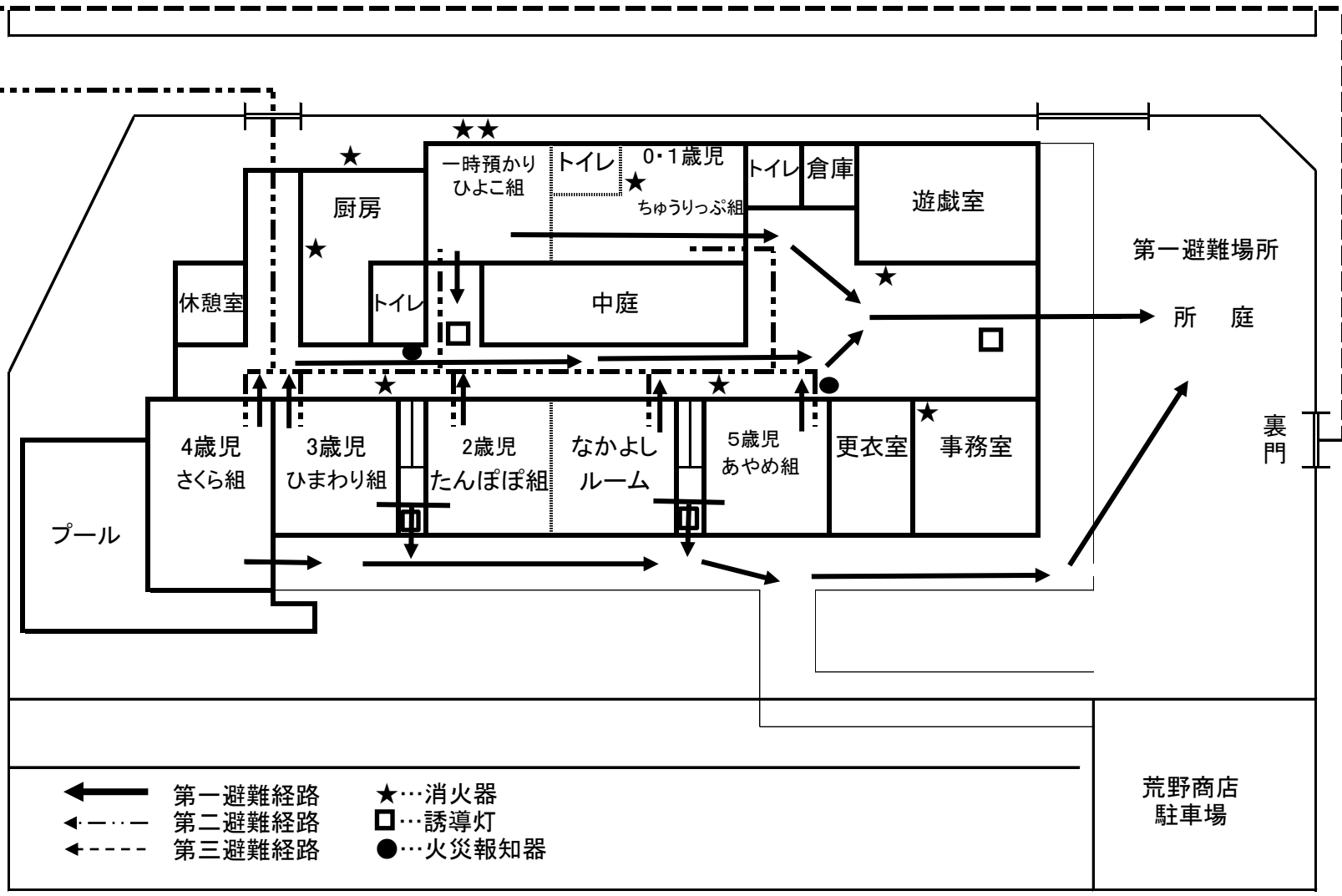
銚子市第三保育所

月 別	主 な 行 事 予 定	
その他	交通安全教室（年3回）	
毎 月	誕生会 避難訓練 身長体重計測 行事予定・給食献立表の配信・ホームページ（みんなともだち）更新 誕生児写真撮影 子育て相談 所庭開放	
4 月	2 日	入所式 【保育会役員選出】
5 月	9 日	定期健康診断（0・1・2・3歳児(内科)） 【保育会役員会・総会】
	16 日	定期健康診断（4・5歳児(内科)）
	21 日	春の遠足（5歳児）※予備日 31日)
	29 日	保育会総会・役員会
6 月	7 日	カレーライスパーティー
	12 日	歯科検診
	20 日	性についてのおはなし（4・5歳児）
7 月	5 日	七夕のつどい
	11 日	夏まつり
8 月	1 日	プール開き
	未 定	保育参観 歯みがき指導
9 月	3 日	避難訓練（現地お迎え） 【保育会役員会】
10 月	12 日	運動会
	17 日	おにぎりパーティー
	31 日	ハロウィーンパーティー
11 月	7 日	定期健康診断（0・1・2・3歳児(内科)）
	14 日	定期健康診断（4・5歳児(内科)） お弁当献立
	未 定	年長児親子バス遠足
	27 日	3・4歳児発表会
12 月	20 日	5歳児発表会
	23 日	クリスマス会
1 月	未 定	よい子の栄養教室
	未 定	終了児写真撮影
	31 日	0・1・2歳児発表会
2 月	3 日	節分（豆まき） 【保育会役員会】
	13 日	お楽しみ会
	未 定	明神小学校1年生との交流会
3 月	3 日	ひなまつり会
	7 日	お別れ会
	28 日	保育終了お別れの式
	未 定	閉所式

第三保育所配置図



第二避難場所
第一中学校



銚子市第三保育所避難経路

銚子市第三保育所運営規程

制定日：平成29年8月1日

改正日：令和6年4月1日

(施設の名称等)

第1条 保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 銚子市第三保育所
- (2) 所在地 銚子市明神町1丁目37番地

(施設の目的)

第2条 銚子市第三保育所（以下「当所」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当所を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当所は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の一体的な提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当所は、利用子どもの人権や主体性を尊重して、利用子どもの最善の利益を考慮した特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当所は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、保育士等の専門性を生かして、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当所が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長(所長) 1人

施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 総括保育士 1人

総括保育士は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 保育士 14人(常勤7人、非常勤7人)

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 事務職員 1人(常勤1人)

事務職員は、当所の事務を行う。

(5) 調理員 3人(常勤3人)

調理員は、献立に基づく調理業務全般及び食育に関する活動を行う。

(特定教育・保育を行う日)

第6条 当所の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当所は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 年始休日(1月2日及び1月3日)

(3) 年末休日(12月29日から12月31日)

3 当所は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある
又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を
行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当所は、災害その他特段の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わない
ことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前7時30分から午後6時
30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前8時30分から午後4時30分
の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

2 当所の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 午前7時30分から午後6時30分。

(2) 土曜日 午前7時30分から午後0時30分。

3 当所は、利用子どもが、やむを得ない理由により、保育短時間認定に係る保育時
間(8時間)の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を
実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 利用子どもの保護者は、保護者の居住する市町村が定める利用者負担額を銚
子市に支払うものとする。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号・3号	6人	17人	18人	23人	28人	28人	120人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当所は、市が行った利用調整により当所の利用が決定されたとき又は保育
の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

- 2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。
- 3 当所の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
 - (2) 利用子どもの保護者から当所の利用に係る取消しの申出があったとき。
 - (3) 市が当所の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当所の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 当所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、月1回以上の定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

- 2 前項の訓練の実施にあたり、年1回程度保護者の参加のもと実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当所の職員及び職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 当所は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじ

め文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第15条 当所は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当所は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し市担当課に報告するとともに必要な改善を行うものとする。

(記録の整備)

第16条 当所は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

